

# 消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

2015年11月30日

埼玉県生活協同組合連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1、消費者庁が政府全体の消費者保護政策の司令塔機能や消費者関連法の審議・立法の機能を果たすため、地方に移転することには反対です。
- 2、国民生活センターが消費者庁や各省庁へ消費者被害情報の分析に基づいて法制度の見直し等の問題提起の機能を果たすためには、消費者庁と密接に連携して業務を行うことが必要であり、地方移転には反対です。

## 第2 意見の理由

### 1、東京一極集中の是正

政府が検討している「ひと・まち・しごと創生総合戦略」は、政府関係機関や産業の東京一極集中を是正し地方の活性化を目指すものであり、基本的な考え方は大いに賛成します。また、今回の検討作業が、地方自治体の提案に基づいて政府関係機関の地方移転を検討していることも、地方の自主性を尊重するものとして意義があると考えます。

消費者庁・国民生活センターの移転を提案している徳島県は、消費者行政を熱心に推進している自治体として高く評価できます。

しかし、政府関係機関の地方移転によって、その機関の本来の機能が低下することになっては本末転倒です。

### 2、消費者庁の司令塔機能・消費者保護法の立案機能

消費者庁は、わが国の従来の消費者保護行政が縦割り省庁によって不統一に行われてきたことに対し、消費者行政を一元化し安心安全な市場の確保を図るため、政府全体の消費者行政を推進する司令塔の役割を担う組織として、2009年に創設されました。

消費者庁は、特定商取引法や消費者契約法や景品表示法など専管・共管を含めて約30本の消費者保護関連法を所管しているほか、各省庁の消費者政策を集約して消費者基本計画を作成し毎年フォローアップを行うなど、まさに司令塔機能を果たしています。

消費者被害の防止を図るためには、消費者保護関連法制度の改正・見直しを迅速に行う必要があります。今年度も、消費者委員会とともに特定商取引法と消費者契約法の改正の検討を進めています。法改正作業は、消費者庁の担当部署が資料を準備して消費者委員会に出席して説明し、法案を作成する過程では内閣法制局と頻りに協議を行い、国会審議に当たっては各政党・国会議員に事前説明するなど、政府関係機関との密接な連携が不可欠です。

また、高齢者を狙う金融商品まがいの悪質商法被害や食品の安全を脅かす事態などが発生すると、消費者庁が金融庁や厚生労働省と所管法の発動について協議し、既存の法律で対処が困難な事態であれば消費者安全法に基づき消費者庁が対処するなど、関係省庁との迅速な連絡協議が不可欠です。

消費者庁は創設されて6年しか経過しておらず、他省庁と比較すれば圧倒的に弱小な組織ですから、仮に地方に移転すると他省庁に対する働きかけの力が低下し司令塔機能を果たすことができなくなります。

以上のとおり、消費者庁が司令塔機能を発揮し消費者関連法の迅速な立案を進めるためには、他の政府機関や国会の間近に所在することが必要です。

#### 4、国民生活センターの問題提起機能、消費者庁との連携

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報（P I O－N E T情報）を集約・分析し、一般消費者や地方自治体に情報を発信するだけでなく、消費者庁や消費者委員会や各省庁の消費者関連法制度の不備や見直しの問題提起を行う機能を担っています。

各省庁が消費者関連法の制定・改正を審議するときは、立法事実を明らかにする資料としてP I O－N E T情報が不可欠であり、例えば、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などの改正の審議においても、国民生活センター職員がオブザーバーとして審議に参加し報告することが頻繁に行われています。

2年前、国民生活センターを消費者庁に統合して機能強化するかどうか検討されたことがあります。議論の結果、国民生活センターの組織自体の統合はしないものの、消費者庁・消費者委員会と密接な連携を図ることにより、政府全体の消費者行政を推進する役割を果たすことが確認されました。

このように消費者庁と国民生活センターと消費者委員会は、相互に連携しつつ一体的に消費者政策の司令塔機能を発揮することが求められる組織であり、地方に移転することは機能低下を招くため到底認めることはできません。

以上